

「介護職員等特定処遇改善加算」及び「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」に基づく取り組みについて

2019年度の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が、同じく2019年度の障害福祉サービス等報酬改定において「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。それぞれの加算を受けるためには、次の要件を満たしている必要があります。

- ・（現行の）処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること。
- ・職場環境等要件に関し、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれひとつ以上取り組んでいること。
- ・賃上げ以外の処遇改善の取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた“見える化”をおこなっていること。

“見える化”とは…

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を、「介護サービスの情報公開」や事業者のホームページを活用する等して、外部から見える形で公表することになっています。

小牧市社会福祉協議会の以下の事業所においてこの加算を取得しております。

■ふれあいヘルパーステーション

「介護職員等特定処遇改善加算」 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」

■ふれあい高齢者デイサービスセンター

「介護職員等特定処遇改善加算」

■岩崎デイサービスセンター

「介護職員等特定処遇改善加算」

“見える化要件”に基づき、賃金以外の処遇改善に関する当事業所での具体的な取り組み内容を掲示します。

◆職員の資質の向上

- ・職員資格取得等支援の実施（受講料、受験料等の一部法人負担）

◆労働環境・処遇の改善

- ・B型肝炎抗原抗体検査、及びワクチン接種費用の全額助成
- ・インフルエンザ予防接種費用の一部助成
- ・自動車事故時の任意保険等級ダウン補償（主に地域ヘルパー対象）
- ・介護職員腰痛等防止製品購入費補助（製品の購入費の一部法人負担）

◆その他

- ・正規職員への登用制度の実施（パート→正規職員への任用変更）